

法律

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和六十年五月十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

法律第三十七号

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律

(植物防疫法の一部改正)

第三十五条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十四条」に、「第三十六条」を「第三十五条」に改める。

第二十二條第二項中「次章」の下に「並びに第三十五条」を加える。

第二十三條第三項及び第四項並びに第三十二條第七項を削る。

第三十四條の見出しを(監督)に改め、同條第二項を削る。

第三十五條を削る。

第七章中第三十六條の前に次の一條を加える。

(交付金)
第三十五條 国は、次に掲げる経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。

- 一 病害虫防除所の職員、第三十三條第一項の病害虫防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員に要する経費
- 二 前号に掲げるものほか、第二十三條第

2

二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費
農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農家数、農地面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において植物の検疫、防除及び発生予察事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

附則

21

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣
大蔵大臣
文部大臣
厚生大臣
農林大臣
通商産業大臣
運輸大臣
建設大臣
自治大臣
中曾根康弘
竹下登
松永光
増岡博
佐藤守良
村田敬次郎
山下徳夫
木部佳昭
古屋亨